

第二種奨学金（海外）予約

2024年度に海外の大学に進学予定の

貸与奨学金を希望する皆さんへ

貸与奨学金案内



- この冊子では、返還の必要がある奨学金（借入金）の制度について、予約採用（進学する前の申込み）を前提として説明しています。
- 海外大学進学後に奨学金の貸与を申し込む場合は、在学採用者向けの「貸与奨学金案内」を参照してください。
- 第1部「奨学金制度」及び第2部「奨学金の手続き」を読んで貸与奨学金についてよく理解したうえで、予約採用への申込みを希望する場合には、第3部「申込手続きと提出書類」に従って申込手続きを進めてください。

2023年6月1日

知っておいてほしいポイント

あなた自身が借りるもの

貸与奨学金は、「もらう」ものではなくあなた自身が「借りる」ものです。

あなた本人が、将来、返還していく義務を負います。

本当に必要な金額？ 借り過ぎに注意！

貸与を受けようとする人は、あなたの家庭の経済状況や人生・生活設計に基づき、奨学金の必要性、返す時の負担などを十分考慮し、学資として必要となる適切な金額を選んで申し込んでください。

次の世代へリレーされる

奨学生が学校を卒業してから返還するお金が次の世代の奨学金として使われます。

無理なく返還できる救済制度

返還中に病気・失業などで返還が困難になった場合は、状況に応じて毎月の返還額を減額して返還期間を延長する制度や、返還期限を先送りする制度等があります。

※ ただし、収入等の基準を満たした場合に限ります。

進学前には振り込まれません！

奨学金は、進学後に振込みが始まります。進学前に必要となる「入学金」等には利用できません。

目 次

第1部 奨学金制度

1 奨学金の種類	3	6 保証	9
2 海外大学予約採用の貸与対象校	4	7 利率と利子	11
3 申込資格	5	8 返還期間と返還額	12
4 選考基準（学力基準・家計基準）	6	9 返還が難しいとき	12
5 奨学金の貸与方法	8	10 個人信用情報の取扱い	14

第2部 奨学金の手続き

1 申込みから返還完了までの流れ	16	資料1 奨学金の返還例	21
2 採用候補者決定後の手続き	17	資料2 第二種奨学金（海外）の保証制度の仕組み	21
3 進学後の手続き	18	資料3 保証料（目安）	22
4 奨学金貸与中～返還中の手続き	19	資料4 保証委託約款	23

第3部 申込手続きと提出書類

1 選択・選任事項	24	6 【様式E】「申込書」の記入例	29
2 申込手続きの流れ	24	7 【様式F】「収入関係証明書類提出台紙」の作成	31
3 必要書類	25	8 【様式G】年収等の実績計算書の記入例	33
4 【様式B】「確認書」の作成・記入例	26		
5 生計維持者の確認	28		

★「様式集」は、18ページと19ページの間に挟み込まれています。

本冊子の用語

あなた……………奨学金に申込む生徒・学生本人

JASSO……………日本学生支援機構

予約採用……………進学前に募集する採用方式

在学採用……………進学後に募集する採用方式

国内の学校……………専修学校（専門課程）、高等専門学校、短期大学、大学

海外大学等……………海外大学、海外短期大学

採用候補者……………予約採用により進学後の奨学金の予約ができた人

奨学金制度

第1部

1 奨学金の種類

1 奨学金の種類

奨学金の種類	利子	貸与の方法		貸与期間
第二種奨学金（海外）	利子あり	毎月の奨学金	原則として毎月1回振込み	学位取得のための入学年月から在籍学校の標準修業年限の終期まで
入学時特別増額貸与奨学金	利子あり	一時金	上記の奨学金の初回振込時に増額して1回だけ振込み（入学前の振込みなし）	（1回の振込みで終了）



- ・入学時特別増額貸与奨学金を単独で利用することはできません。
- ・過去に第二種奨学金の貸与を受けた人が、同じ学校区分（大学・短期大学）で、新たに第二種奨学金（海外）を希望する場合は、貸与期間が短縮されたり、申込みができない場合があります。
- なお、所定の要件を満たす場合に限り、各々の学校区分において1回限り、在籍する学校の修業年限に達するまで再貸与を受けることができます。詳しくは、学校に確認してください。

2 貸与金額

第二種奨学金（海外）の貸与月額は2万円から12万円の1万円単位から、入学時特別増額貸与奨学金は10万円から50万円の10万円単位の金額から選択できます。

奨学金の種類	貸与金額
第二種奨学金（海外）	20,000円・30,000円・40,000円・50,000円・60,000円・70,000円・80,000円・90,000円・100,000円・110,000円・120,000円
入学時特別増額貸与奨学金	100,000円・200,000円・300,000円・400,000円・500,000円



- ・第二種奨学金（海外）及び入学時特別増額貸与奨学金は、人的保証に加えて、機関保証制度への加入が必須のため、振込額は、貸与金額から一定の「機関保証料」を差し引いた金額となります（22ページ参照）。
- ・申込みの前に、JASSOのホームページで貸与額と返還額のシミュレーションをしてみましょう（36ページ参照）。
- ・最新の利率をJASSOホームページに掲載しています。シミュレーションを行う際の参考にしてください。

他の奨学金との併用

JASSOにおいては、他の奨学金との併用を認めています。ただし、相手方が認めていない場合がありますので、該当団体に確認してください。

2 海外大学予約採用の貸与対象校

予約採用により採用候補者となった人が進学して奨学金の貸与を受けられる学校・コースは次の表のとおりです。

大学 (学位取得を目的としない場合は対象外)	正規の課程（学位取得課程）に進学することが必要です。学位とは、大学ではBachelor's Degree（学士号）のことです。語学コース（ESL等）や医学部等の予備コースを受講する場合、その期間は対象となりません。
短期大学 (短期大学のみで留学を終える予定の場合は対象外)	対象となるのは海外の短期大学を卒業（修了）後、1年以内に学士号取得を目的として海外の大学に編入学を予定している場合に限ります。 ※短期大学では Associate Degree（準学士号）の学位取得可能な課程又は Transfer Course（編入学コース）への進学が必要です。
ファンデーションコース (語学コース（ESL等）を受講する場合は対象外)	日本の教育制度との相違から、大学入学前に留学生に対してファンデーションコース（大学入学準備コース）の修了が義務付けられている国（イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、マルタ等）に留学する場合に限り、ファンデーションコースからの奨学金貸与が認められます。 ※イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、マルタ等の大学学位取得目的でマレーシアのファンデーションコースに行く場合は、ファンデーションコースからの奨学金貸与が認められます。ただし、マレーシアの大学で学位を取得する場合はマレーシアのファンデーションコースは貸与対象外です。
TAFE (オーストラリア)	TAFEで学士号を取得する場合は、TAFEは大学相当として扱います。 TAFEを卒業後、海外の大学に編入学する場合、TAFEは短期大学相当として扱います。
IBT (オーストラリア)	IBT (Institute of Business & Technology) の1年課程を修了すると提携大学の2年次に直接編入学できる場合、IBT 1年課程在籍期間は大学課程の1年次に相当するため対象となります。ただし、IBT 1年課程の前に語学コース（ESL 等）を受講する場合や、Certificate 取得課程に在籍する場合、その期間は対象なりません。



- ・短期大学、ファンデーションコース等へ進学する場合、進学当初の奨学金の貸与期間は短期大学等卒業（修了）までとなります。引き続き奨学金を貸与するためには、短期大学等卒業（修了）後、1年以内に四年制大学（又は学部正規課程）に進学する必要があります。なお、奨学金貸与の可否について審査が完了するまでの間は、奨学金の振込が止まります。
- ・語学学校、専門学校、職業訓練校、海外大学・海外短期大学の日本校（下記を除く）は対象外です。
- ・ファンデーションコース修了後に得られる資格が中等教育修了資格である場合（カナダのOSSD（Ontario Secondary School Diploma）資格が得られるコース等）も対象外です。

本奨学金の貸与を受けられる海外大学の日本校は次の表のとおりです。

海外大学の日本校	<input type="radio"/> テンプル大学ジャパンキャンパス <input type="radio"/> レイクランド大学ジャパン・キャンパス <input type="radio"/> 天津中医薬大学日本校 <input type="radio"/> 北京語言大学東京校 <input type="radio"/> 上海大学東京校 <input type="radio"/> 豊南大学日本学院 <input type="radio"/> アリゾナ州立大学サンダーバードグローバル経済大学院日本校
海外短期大学の日本校	<input type="radio"/> テンプル大学ジャパンキャンパス <input type="radio"/> レイクランド大学ジャパン・キャンパス



- ・上記の海外大学・海外短期大学の日本校については、本冊子で説明している第二種奨学金（海外）により申込みをしてください。国内奨学金の対象にはなりません。
- ・進学先を国内の大学から海外の大学へ変更した場合に、国内の大学等奨学生採用候補者の資格を海外の奨学生採用候補者として切り替えることはできません。またその逆の変更（海外大学から国内大学に変更）もできません。進学先が海外大学か国内大学か未定の場合、第二種奨学金（海外）と国内の大学等予約の両方に申し込んでください。

3 申込資格

国内の短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程、大学から**2024年度に海外の大学へ進学（入学又は編入学）**を希望している人で、下表のいずれかに該当し、優れた資質を有し、経済的理由により修学に困難があると認められる人。

申込資格	進学時期・進学先
2024年3月末に国内の学校を卒業予定の人	2024年度（2024年4月～2025年3月）に海外の大学の正規課程に入学又は編入学が見込まれる人
申込時において国内の学校を卒業後3年以内の人	※2024年3月に国内の学校を卒業見込みかつ、留学先国の教育制度により、2024年1～3月に新年度開始となる予定の人も含まれます。



- 海外大学への進学時において国内の学校に在籍していないこと（国内の学校を卒業、修了していること）が必要です。
- すでに海外の短期大学に在学中で、2024年度内に海外大学に編入学する場合、海外大学編入学月から貸与対象となります。ただし、申込完了時において国内の学校卒業後3年以内である場合に限り申込み対象となります。
- 奨学生の借り過ぎを防止するため、過去に同じ区分の学校（大学学部・短期大学）で第二種奨学生の貸与を受けたことがある場合、進学先の海外大学における貸与期間が制限されたり、申込みできなかったりすることがあります。
- 奨学生として採用されるまでの間に、過去に貸与を受けた奨学生について以下の状態にあることが判明したときは、不採用又は採用を取り消される場合があります。
 - ア) 返還誓約書が未提出である場合 イ) 奨学生の返還を延滞している場合
 - ウ) 代位弁済が行われた場合 エ) 債務整理中の場合

上記ア) 又はイ) の状態にある場合は、新たに奨学生を申し込むためには速やかに必要な手続きを行なうことが必要です。上記ウ) 又はエ) の場合は、新たに奨学生を申し込む資格はありません。

【外国籍の人の申込資格】

外国籍の人は次の（1）～（3）のいずれかに該当する人のみ申込みができます。

該当する場合、申込みの際に在学する学校（又は出身校）を通じて在留資格及び在留期間の記載がある「住民票の写し」又は在留カード（もしくは、特別永住者証明書）のコピーの提出が必要です（※1）。

- | |
|---|
| (1) 法定特別永住者（※2） |
| (2) 在留資格（※3）が「永住者」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」である人 |
| (3) 在留資格が「定住者」であって、将来永住する意思がある人 |

- （※1）申込時点で在留期間が経過している場合、在留資格の更新申請中であることを示す書類を併せて提出する必要があります。なお、「法定特別永住者」及び「永住者」の人は、在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。
- （※2）法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）に定める法定特別永住者を指します。
- （※3）在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）の定めによります。



- 在留資格の記載が上記以外の場合（「家族滞在」等）は採用されません。
- 進学後に申込資格がないことが判明した場合は、採用を取り消すとともに、振込済の奨学生の全額を速やかに返金していただくことになります。

4 選考基準（学力基準・家計基準）

国内の学校は、奨学金を希望する人のうち、JASSOが定める学力基準を満たす人を推薦します。JASSOは、推薦された人が学力・家計等の両方の基準を満たすことを審査し、基準を満たす人全員を採用候補者として決定します。

1 学力基準

次のいずれかに該当する人。

- ・国内の学校における申込時までの全履修科目的学習成績が平均水準以上であること。
- ・特定の分野において、特に優れた資質能力を有すると認められること。
- ・海外の大学における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

2 家計基準

生計維持者（28ページ）について、次の基準に該当する必要があります（該当しない人は採用されません）。

奨学金	家計基準（※1）
第二種奨学金	生計維持者の貸与額算定基準額（※2）が381,500円以下であること

（※1）収入については、2022年（1月～12月）の収入に基づく2023年度住民税情報により算出された貸与額算定基準額が上表に該当するか審査を行います。

（※2）貸与額算定基準額は次の計算式により算出します（100円未満は切り捨て）。

$$\text{貸与額算定基準額} \star^1 = (\text{課税標準額}) \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除額}) \star^2 - (\text{多子控除}) \star^3 - (\text{ひとり親控除}) \star^4 - (\text{私立自宅外控除}) \star^5$$

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が0円となります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額）に3/4を乗じた額となります。

★3 生計維持者が2人を超える子どもを扶養している場合、2人を超える子ども1人につき40,000円を控除します。
扶養している子どもの人数は住民税情報または申込書に記入の申告人数のうち、小さい人数を適用します。

（例）生計維持者が「申込者」と「中学生の弟」、「小学生の妹」の3人を扶養している場合の控除額は、(3-2)人×40,000円=40,000円となります。

★4 ひとり親世帯に該当する場合に40,000円を控除します。

★5 在学採用の審査において、あなたが自宅外通学の場合に22,000円を控除します。予約採用の審査においては一律0円となります。

家計基準に該当するか調べるには・・・

【進学資金シミュレーターで試算する】

JASSOのホームページに掲載している「進学資金シミュレーター」で、家計基準に該当するかおよその目安として確認できます。



4 選考基準（学力基準・家計基準）

【参考】収入・所得の上限額の目安



・表中の数字はあくまで目安です。収入基準は2022年の収入・所得に基づく住民税情報等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても対象とならない場合があります。

(単位：万円)

世帯人数	想定する世帯構成	(★) が給与所得者の世帯 (年間の総収入金額)	(★) が給与所得者以外の世帯 (年間の所得金額)
		第二種	第二種
2人	本人、親①(★)	1,180	905
3人	本人、親①(★)、親②(無収入)	1,127	891
4人	本人、親①(★)、親②(★※)、中学生	1,266	904
5人	本人、親①(★)、親②(★※)、中学生、小学生	1,349	970

※親②は、例として、給与所得の場合(左表)は収入300万円、給与所得以外の場合(右表)は所得200万円としています。

入学時特別増額貸与奨学金の利用条件

入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込み、低所得等を理由に利用できなかつた世帯の生徒・学生に貸与します。



- ・世帯年収（所得）が上限額を超えていたり、年収（所得）が年間の収入金額の2倍以上である場合は、「日本の教育ローン」を申し込みなかつた世帯の生徒・学生は対象外です。この場合、入学時特別増額貸与奨学金は利用できません。
- ・予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合は、「日本の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。「日本の教育ローン」の手続きが必要か不要かの判定は、予約採用申込時に入学時特別増額貸与奨学金を希望した人に対して、結果通知（「採用候補者決定通知」）に記載してお知らせします。

5 奨学金の貸与方法

1 奨学金の貸与方法

奨学生本人名義の口座に原則毎月振り込みます。

【取扱い金融機関】

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）	農協、信託銀行、外国銀行、インターネット専業銀行（楽天銀行、住信SBIネット銀行、ソニー銀行、PayPay銀行、auじぶん銀行等）、その他一部の銀行（SBI新生銀行、あおぞら銀行、セブン銀行、イオン銀行等）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、NISA口座、休眠口座（※）

（※）休眠口座：金融機関に預金として預け入れたまま長期間入出金などの取引が行われなくなり、金融機関側から預金者への連絡も取れなくなった状態の預金口座。

【奨学金振込日】

初回振込日は海外大学等へ進学後、「進学届」の提出時期によります。



- ・進学前に奨学金が振り込まれることはありません。進学前に必要な資金は別途用意する必要があります。
- ・初回振込月に入学月からその月までの分の奨学金がまとめて振り込まれます。

貸与月	振込日	貸与月	振込日	貸与月	振込日
4月分	4月21日	8月分	8月11日	12月分	12月11日
5月分	5月16日	9月分	9月11日	1月分	1月11日
6月分	6月11日	10月分	10月11日	2月分	2月11日
7月分	7月11日	11月分	11月11日	3月分	3月11日

（※）上記の日が金融機関の休業日のときは前営業日となります。

6 保証

保証制度には、「機関保証制度」と「人的保証制度」の2つがあり、第二種奨学金（海外）の貸与を受けるには「機関保証制度」に加え、「人的保証制度」への両方の加入が必要となります。いずれかの制度を選択することはできません。これらの保証を受けた場合でも、奨学金の貸与を受けた本人が奨学金の返還の義務を負うことになります。

1 機関保証制度

機関保証制度とは、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。保証を受けるためには一定の保証料の支払いが必要となり、毎月の奨学金の貸与額から保証料を差し引いた金額があなたの口座に振り込まれます（保証料は、奨学生として採用された時に交付する「奨学生証」でお知らせします）。このほか、JASSOがあなたと連絡が取れない場合にあなたの住所や電話番号等を照会する「本人以外の連絡先（国内連絡者）」となる人を指定する必要があります。



機関保証制度の詳細・保証料の目安については21～22ページをご覧ください。

本人以外の連絡先（国内連絡者）

あなたが海外の大学等に進学した後の奨学金の手続きは、すべて国内連絡者を通じて行います。国内連絡者には、原則として、人的保証において連帯保証人（原則として、父又は母）となる予定の人を選任してください。

2 人的保証制度

人的保証制度とは、JASSOが定める選任条件を満たす人にあなた自らが依頼し、奨学金の返還について連帯保証人及び保証人を引き受けもらう制度です。



- ・進学後「返還誓約書」に連帯保証人及び保証人が自署・押印（実印）のうえ、印鑑登録証明書等を提出する必要があります。
- ・連帯保証人又は保証人が死亡した場合や選任条件を満たせなくなった場合は、新たな人物の選任が必要となります。

【連帯保証人・保証人の役割と選任条件】次の条件をすべて満たす連帯保証人・保証人を選任する必要があります。

連帯保証人【原則、父母】	保証人【原則、おじ・おば・兄弟姉妹】
<p>【役割】 奨学金の返還についてあなたと同等の責任を負い、あなたが返還しない時は、その全額について返還をしなければなりません。</p>	<p>【役割】 あなた及び連帯保証人が奨学金を返還しないときは、それらに代わって返還しなければなりませんが、保証人の返還すべき金額は、あなたが返還すべき返還未済額の3分の1になります（「分別の利益」）。また保証人となった人は、あなたに資力があることを証明できれば、あなたに対して請求するよう主張でき（「検索の抗弁権」）、あなたに請求していない分を請求されたときは、まずあなたに対して請求するよう主張できます（「催告の抗弁権」）。 ※機構があなたに先んじて保証人に請求することはありません。</p>
<p>【選任条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①あなたが未成年者の場合 あなたの親権者 又は 未成年後見人 ②あなたが成年者の場合 あなたの父母 父母がいない等の場合は、4親等以内の親族（※） 	<p>【選任条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①父母以外の人 ②あなた及び連帯保証人と別生計の人 ③連帯保証人の配偶者・婚約者でない人 ④4親等以内の親族（※） ⑤進学届提出時に65歳未満の人（※）
<p>連帯保証人・保証人共通の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ①あなたの配偶者・婚約者は選任できません。 ②未成年者・学生・債務整理中（破産等）の人は選任できません。 ③貸与終了時（貸与終了月の末日時点）にあなたが満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の人でなければ選任できません。 	

（※）これらの条件を満たさない場合でも、次ページの【代替要件】を満たすことで選任が可能になります。

6 保証

【代替要件】

連帯保証人については「4 親等以内の親族」(選任条件②)、保証人については「4 親等以内の親族」(選任条件④)の条件だけを満たさない場合、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出により「貸与予定総額(保証人は貸与予定総額の3分の1)の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる人」であれば選任ができます。

具体的には次の条件A～Cのいずれか 1つ以上を満たす必要があります。必ず事前に、その人の収入・所得や資産に関する証明書類により基準を満たすことを確認してください。

なお、保証人について「採用時に 65 歳未満の人」(選任条件⑤)の条件だけを満たさない場合は、「返還誓約書」提出時に、本人の署名及び、連帯保証人が署名・押印した「保証人の選任に係る事情書」の提出が必要です。

貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる条件

	条件	証明書類
A	給与所得者：年間収入金額 \geq 320 万円	所得証明書、源泉徴収票、年金振込通知書等（注1）（注2）
	給与所得者以外：年間所得金額 \geq 220 万円	所得証明書、確定申告書の控等（注2）
B	預貯金残高 \geq 貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の3分の1）	預貯金残高証明書（注3）
C	固定資産の評価額 \geq 貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の3分の1）	固定資産評価証明書（注3）

(注1) 「年金収入」は給与として取り扱います。

(注2) 証明書類は、取得できる直近のものを提出してください。

(注3) 誓約日（返還誓約書に印字される日付）から3か月前以降に発行されたものを提出してください。

上記のA～Cを組み合わせて貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の3分の1）の返還を確実に保証できる資力を有すると証明する場合は、以下の条件となります。

組合せ	条件
A + B	(預貯金残高 \div 16年（注4）) + 年間収入（注5） \geq 320万円（注6）
A + C	(固定資産の評価額 \div 16年（注4）) + 年間収入（注5） \geq 320万円（注6）
B + C	預貯金残高 + 固定資産の評価額 \geq 貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の3分の1）
A + B + C	(預貯金残高 + 固定資産の評価額) \div 16年（注4）+ 年間収入（注5） \geq 320万円（注6）

(注4) 16年は平均返還予定期数。

(注5) 「年間収入」は給与所得者の場合です。給与所得者以外の場合は「年間所得」となります。

(注6) 320万円は、給与所得者の場合であり、給与所得者以外の場合は220万円となります。なお、給与所得者のうち、給与収入以外の所得もある人については、年間所得金額（年間所得 \geq 220万円）により判断してください。

7 利率と利子

第二種奨学金（海外）及び入学時特別増額貸与奨学金については、選択した「利率の算定方法」に従って奨学金の貸与終了時に決定した利率に基づく利子が発生します。ただし、奨学金貸与中・在学猶予中・返還期限猶予中は無利子です。

1 利率の算定方法

次の2つのいずれか1つを申込時に選択します。

利率の算定方法	説明
利率固定方式	貸与終了時に決定した利率が、返還完了まで適用されます。 将来、市場金利が変動した場合も、利率は変わりません。
利率見直し方式	貸与終了時に決定した利率を、おおむね5年ごとに見直します。 将来、市場金利が変動した場合は、それに伴い利率も変わります。



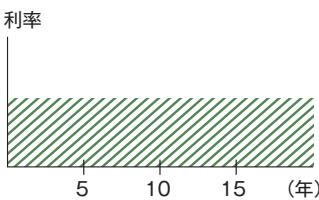
申込時に選択した利率の算定方法は、進学時に提出する「進学届」にて変更できます。

2 利率

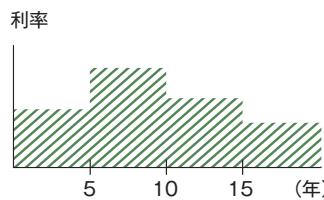
利率は、JASSOが奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる財政融資資金の利率（※）が適用されます。ただし、年3.0%が上限であり、年3.0%を超えることはありません。（参考：2023年3月に貸与終了となった人の利率：固定→年0.905%、見直し→年0.300%）

（※）「利率固定方式」を選択した奨学金に対しては「固定利率型」の利率が、「利率見直し方式」を選択した奨学金に対しては「5年利率見直し型」の利率がそれぞれ適用されます。なお、財政融資資金の借換えと併せてJASSOが債券を発行した場合は、財政融資資金と債券の利率をそれぞれの金額で加重平均した利率が適用されます。

利率固定方式



利率見直し方式



3 入学時特別増額貸与奨学金を受けた場合の利率

入学時特別増額貸与奨学金（増額貸与）を受けた場合の返還利率は、次の「基本月額（増額以外の部分）に係る利率」と「増額部分に係る利率」とをそれぞれの貸与額で加重平均した値が適用されます。

基本月額に係る利率 上記 2 による利率

増額部分に係る利率 「基本月額に係る利率」に0.2%上乗せした利率

※ 基本月額に係る利率が年3.1%を超える場合は、財政融資資金の利率。

4 利子

利子は、利率に基づき残元金に対して貸与終了の翌月（3月貸与終了の場合は4月）の初日から発生し、1か月分の利子を当月の27日に割賦元金（残元金のうち当月に返還すべき金額）とあわせて返還します。

（1）返還据置期間の利子

返還据置期間（※）に発生した利子は、毎月の返還額に均等に分割して返還します。

※ 貸与終了後や在学猶予期間終了後の、返還開始までの期間

（2）元利均等返還

利子は、元利均等返還の方法によりますので、毎回の返還額（割賦元金・残元金に対する利子・据置期間利子の分割額の合計額）は定額です（最終回は端数の調整があります）。

8 返還期間と返還額

1 返還期間・返還額

奨学金の返還期間・毎月の返還額は割賦方法により決まります。具体的な返還例は21ページ「資料1 奨学金の返還例」をご覧ください。

2 割賦方法

返還金の割賦方法については、次の2つのいずれか1つを、進学後、「返還誓約書」提出時に選択します。

割賦方法	説明
月賦返還	返還総額を毎月均等に分割して返還します。
月賦・半年賦併用返還	返還総額の半分を月賦（毎月）で、もう半分を半年賦（1月と7月の半年に1回）で返還します。月賦返還に比べて、1月と7月以外の月の返還額はおよそ半分になりますが、1月と7月はおよそ3.5倍になります。



「返還誓約書」提出時に選択した割賦方法は、その後は原則として変更できません。

3 繰上返還

貸与終了の翌月から繰上返還が可能です。ただし、貸与終了した奨学金のほかに奨学金の貸与・給付を受けている場合にはできません。

なお、利子付き奨学金（第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金）の繰上返還をする場合、その繰上に相当する期間の利子はかかりません。ただし、据置期間利息はかかります。

9 返還が難しいとき

奨学金の貸与が終了すると、その翌月から数えて7か月目に返還が始まります（5月に貸与を終了した場合は12月に返還が開始します）。貸与が終了する際は、所定の返還手続きを行うことが必要になります。

なお、貸与が終了した後も学校に在学する場合は、在学猶予の手続きをしてください。また、傷病や経済困難等により返還が困難となった場合には、減額返還又は返還期限猶予の救済制度利用を検討する等、延滞とならないよう注意してください。

1 救済制度

返還が困難な場合は、本人からの願出により、返還期限の猶予等を認める場合があります（審査があります）。減額返還制度、返還期限猶予制度、在学猶予制度とも返還総額は変わりません。

救済制度	説明	1回の願出で適用される期間	適用可能な期間
減額返還	傷病、経済困難等の事由により返還月額を減額すれば返還できる場合に、願出により月々の返還額を1/2又は1/3に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する制度です。	1年以内	最長、通算15年間（180か月）まで
返還期限猶予	傷病、経済困難等の事由により返還が困難となった場合に、願出により返還期限を先送りする制度です。	1年以内	通算10年間（120か月）まで ※ 願出の事由による
在学猶予	奨学金の貸与が終了した後も引き続き学校に在学（進学）する場合に、願出により返還期限を先送りする制度です。 在学終了の翌月から数えて7か月目に返還が開始（再開）します。	卒業予定期まで ※ 海外の大学の場合は1年ごとに上記の「返還期限猶予」の願出が必要	通算10年間（120か月）まで
返還免除	死亡又は精神・身体の障害により就労不能と診断された時は、願出により返還が免除される場合があります。		

9 返還が難しいとき

2 延滞した場合

延滞の発生

- 延滞金が賦課されます。

※延滞している割賦金(利子を除く)の額に対し、年(365日あたり)3%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が賦課されます。



返還の督促

- JASSO が委託した債権回収会社等(※1)が電話による督促を行うことがあります。

※まず、本人へ督促します。

※次に、連帯保証人・保証人へ通知します。



- 返還に応じない場合は、JASSO が委託した債権回収会社が、本人、連帯保証人及び保証人に対し奨学金の回収を行います。

※自宅・勤務先に訪問する場合があります。

※連帯保証人又は保証人があなたに代わって JASSO に返還した場合、連帯保証人又は保証人は「公益財団法人日本国際教育支援協会」(以下、「協会」という)に対して返還金の請求(求償権の行使)はできません。



個人信用情報機関への登録

- 返還開始から 6か月経過後に延滞 3か月以上となった場合、個人信用情報機関(※2)に個人情報を登録する対象となります。



JASSOからの一括返還請求

- 督促にも係わらず返還に応じない場合は、返還期限が到来していない分を含めた返還未済額(元金、利子(第二種奨学金及び入学時特別増額奨学金)、延滞金)の全額一括での返還を請求します。(期限の利益(※3)の喪失)



代位弁済請求

- JASSO から保証機関(協会)に対し、返還未済額(元金、利子(第二種奨学金及び入学時特別増額奨学金)、延滞金)について請求を行います。



代位弁済

- 保証機関(協会)が本人に代わり、JASSO へ債務を弁済します。このことを代位弁済といいます。

※保証機関(協会)は、JASSO が持っていた本人の債権を取得します。



保証機関からの請求・督促(※4)

- 代位弁済がなされた場合、保証機関(協会)から、本人に代位弁済額の一括請求を行います。(求償権の行使)



強制執行

- 返済に応じない場合は、保証機関(協会)が強制執行までの法的手続きをを行い、給与や財産を差し押さえます。

※1 債権回収会社とは「債権管理回収に関する特別措置法」に基づいて法務大臣から債権管理回収業の許可を受けた、債権の管理回収を専門とする株式会社のことをいい、通称「サービサー」と呼ばれるものです。

※2 個人信用情報機関とは、会員(銀行等)から消費者の個人信用情報(消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報)を収集・蓄積し、会員(銀行等)からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

※3 期限の利益とは、期限の到来までは債務の履行を請求されないという債務者の利益のことをいいます。返還期日が到来するまでは、その返還期日の割賦については請求されることはありません。ただし、期限の利益を喪失すると、返還期日未到来分を含めて、元金・利子・延滞金の全額を一括返還請求されます。

督促を受けても返還期限猶予等の手続きや連絡がない等により、延滞を続けている者については、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条5項に定める「支払い能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠った」と判断すること等により、一括請求します。

※4 なお、特別な理由がある場合には、保証機関は、あなたの事情に応じて個別に対応することになります。

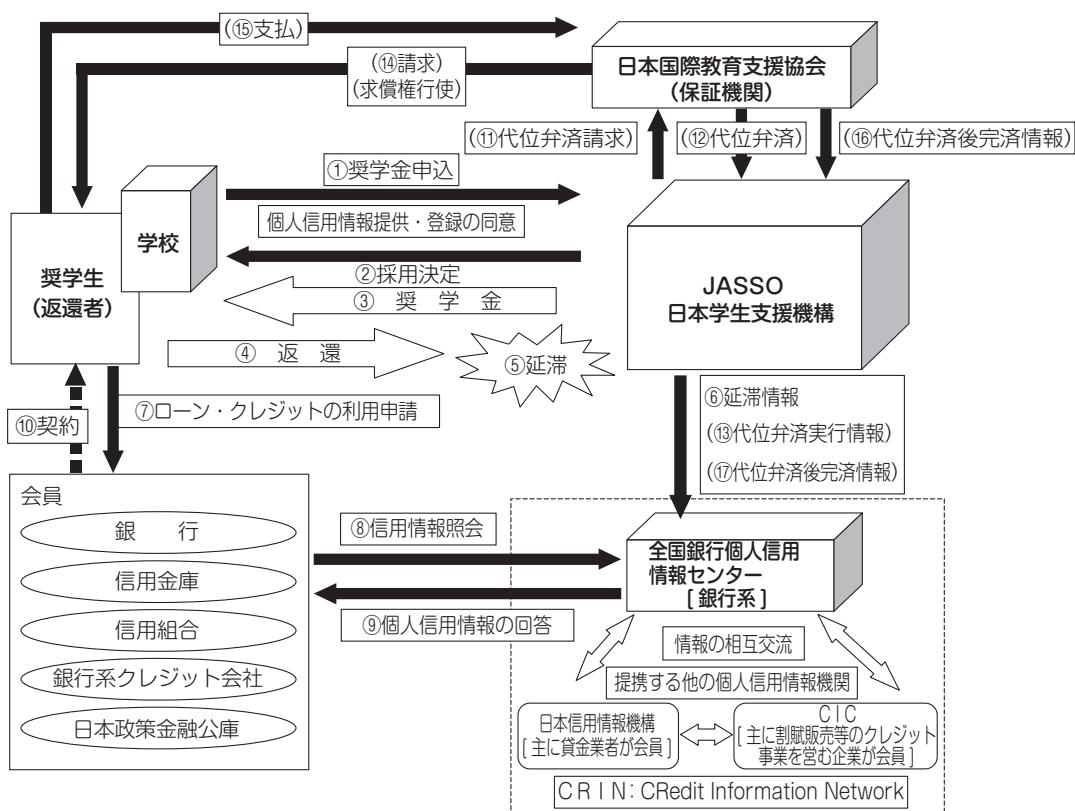
10 個人信用情報の取扱い

奨学金申込時に、「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」の提出が必要です。本同意条項については次ページをご覧ください。また、個人信用情報機関への登録についての同意がない場合は、奨学金の貸与を受けることができません。

- (1) 返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上になった場合、個人信用情報機関(全国銀行信用情報センター)に個人情報を登録する対象となります。
- (2) 奨学金の返還を延滞した者のみが登録されます。貸与者全員の情報が自動的に登録されるわけではありません。
- (3) 一度個人信用情報機関に登録されると、返還状況が毎月更新され、延滞を解消すると、延滞が解消されたという情報に更新されます。登録された情報は、返還完了から5年後に削除されます。
- (4) 個人信用情報機関に延滞情報が登録されると、クレジットカードの利用が制限されたり、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

【個人信用情報機関への登録の流れ】

*JASSOは、個人信用情報機関への登録は、延滞した場合のみ行います。



1. 申込み～採用決定、振込み

- ① 奨学金申込み（個人信用情報機関（含む提携個人信用情報機関）への情報提供についての同意が必須となる）
- ② 採用決定
- ③ 奨学金の振込み

2. 返還開始～延滞発生

- ④ 返還開始
- ⑤ 延滞発生
- ⑥ 個人信用情報機関への延滞情報の登録（返還開始6か月経過後に延滞3か月以上）

3. 会員（銀行等）による個人信用情報の利用

- ⑦ ローン・クレジットの利用申請
- ⑧ 会員からの信用情報照会
- ⑨ 個人信用情報機関からの信用情報の回答
- ⑩ 会員による契約の判断

4. 代位弁済請求～代位弁済後完済

- ⑪ 代位弁済請求
- ⑫ 代位弁済
- ⑬ 個人信用情報機関への代位弁済実行情報の登録
- ⑭ 保証機関（協会）から返還者への請求
- ⑮ 返還者から保証機関（協会）への支払い
- ⑯ 完済の場合に代位弁済後完済情報をJASSOへ提供（代位弁済実行後5年以内）
- ⑰ JASSOから代位弁済後完済情報を個人信用情報機関へ登録（代位弁済実行後5年以内）

10 個人信用情報の取扱い

以下は、「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」裏面に記載の「個人信用情報同意条項」の内容を拡大したものであります。【様式B】「確認書」に記入する前に、内容をよく確認してください。

【個人信用情報同意条項】 機構は、個人信用情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。

(個人信用情報機関の利用・登録等)

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については、返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。

また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。

①機構が加盟する個人信用情報機関：全国銀行個人信用情報センター

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

②同機関と提携する個人信用情報機関

- ・(株)日本信用情報機構
<https://www.jicc.co.jp>
- ・(株)シー・アイ・シー
<https://www.cic.co.jp>

左記の個人信用情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

(代位弁済後の情報提供について)

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人信用情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人信用情報機関に登録されることに同意します。

(注) 全国銀行個人信用情報センター、(株)日本信用情報機構、(株)シー・アイ・シーは、上記「個人信用情報同意条項」の「個人情報」に記載されている情報を登録する機関です。日本学生支援機構の業務に関する質問は受け付けていません。

第2部

奨学金の手続き

1 申込みから返還完了までの流れ

申込者

採用候補者

(奨学生貸与中)

(返還中)

申込み

国内の学校から必要書類を受け取り、募集している奨学金の種類・提出期限等を確認します。
必要書類を国内の学校に提出します。

採用候補者決定

採用候補者となった人には、国内の学校を通じて「採用候補者決定通知」「進学届」等を交付します。

○ 日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込み

※ 採用候補者決定通知にて「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込必要」と通知された人のみ
(進学先の海外大学からの入学許可・合格通知)

進学（2024年4月以降）

○ 「進学届」の提出

「進学届」をJASSOへ提出します。留学計画書、入学許可書、在籍証明書、履修証明書、アカデミックカレンダーの添付が必要です。

採用

「進学届」の提出時期に応じて、**奨学金の振込が始まります**。

奨学生となった人には、採用月（初回振込のあった月）の下旬を目途に、国内連絡者を通じて「奨学生証」「返還誓約書」等を交付します。

○ 「返還誓約書」の提出

指定の期日までにJASSOが指定する提出先へ提出します。
※ 「返還誓約書」の提出がない場合は、採用時に遡って奨学生の身分を失います（振込済みの奨学金は速やかに全額を返金する必要があります）。
※ 連帯保証人・保証人の自署・押印（実印）及び所定の証明書等の提出が必要です。

(毎月の奨学金の振込)

○ 「奨学金継続願」の提出（貸与終了となる年度を除き毎年冬）

貸与終了（卒業）

貸与終了時には国内連絡者を通じて「貸与奨学金返還確認票」を交付します。

○ 返還用振替口座への加入手続き

返還開始

貸与終了の翌月から数えて7か月目から返還が始まります。

(毎月の奨学金の返還（口座から引き落とし）)

返還完了

返還が完了したときは「返還完了証」をお送りします。

2 採用候補者決定後の手続き

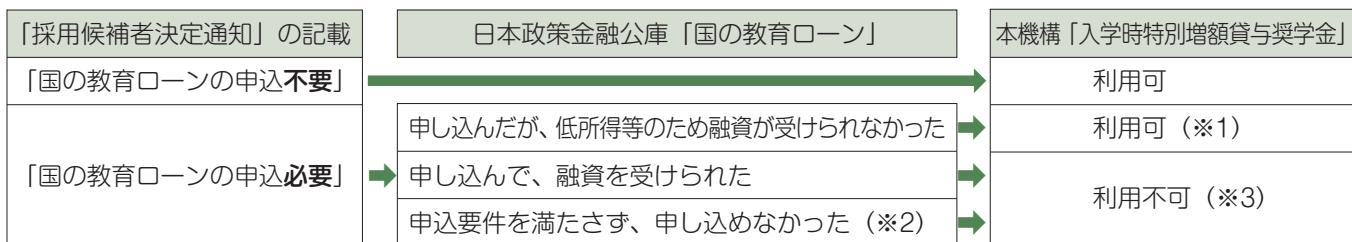
採用候補者に決定した場合、「採用候補者決定通知」等の書類を国内の学校から受け取り、進学時の手続きの準備をします。詳しくは、採用候補者決定時にお知らせします。

なお、**入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者**となった人は、**進学前に必要な手続き**があります。

1 入学時特別増額貸与奨学金を受けるための手続き

入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の生徒・学生に貸与するものです。ただし、予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。

「採用候補者決定通知」にて、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込み手続きが必要かどうかを確認し、必要な場合は日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込み手続きをしてください。



(※1) 進学時に、「進学届」とともに次の書類の提出が必要です。

- 「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」（本機構所定様式。「採用候補者決定通知」とともに該当者へ配付）
- 融資できない旨が記載された通知書（日本政策金融公庫発行）のコピー

(※2) 日本政策金融公庫の定める申込要件については、下表を参照してください。

(※3) 進学時に、「進学届」にて辞退の手続きが必要です。

「国の教育ローン」の概要

(2023年5月1日現在)

申込者	保護者
融資限度額	公庫の定める金額
返済期間	15年以内（交通遺児家庭、母子・父子家庭、世帯年収（所得）が一定額以内の人は18年以内）
金利	年1.95%【固定金利】 ※母子・父子家庭又は世帯年収（所得）が一定額以内の人は年1.55% ※金利は金融情勢によって変動しますので、お借り入れ金利（固定）は、上記の金利とは異なる場合があります。
申込時期	1年中（必要時期の2～3か月前がお申込みの目安です）
審査期間	10日前後（その後、融資実行（融資金の口座振込）までにさらに10日前後かかります）
申込手続	日本政策金融公庫の各支店への来店・郵送又はインターネットによる申込み
申込要件	①世帯の年間収入（所得）金額が、公庫の示す金額の範囲内であること ②借り入れ金額が公庫の定める金額を超えていないこと ③使途が教育資金であること ④保護者等からの申込みであること ⑤公庫の定める融資対象校への進学であること



- ・日本政策金融公庫は、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫など政府系金融機関が統合され、平成20年に設立された公的金融機関です。
- ・最新の情報・詳細は、日本政策金融公庫のホームページをご覧ください。
<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

3 進学後の手続き

1 必要書類と「進学届」の提出

進学時に、採用候補者決定時に交付する「第二種奨学生（海外）進学届」等を速やかに（**進学日から3か月以内に**）JASSOに提出してください。進学日以降の提出のみ受付可能です。



期限内に「進学届」を提出しなければ奨学生として採用されず、採用候補者の権利を失います。

提出書類	提出が必要な人
① 「第二種奨学生（海外）進学届」	採用候補者全員
② 「留学計画書」	
③ 進学先学校の「入学許可書」のコピーとその日本語訳	
④ 進学先学校の「在籍証明書」のコピーとその日本語訳	
⑤ 進学先学校の「履修証明書」のコピーとその日本語訳	
⑥ 進学先学校のアカデミックカレンダーとその日本語訳	
⑦ 「入学時特別増額貸与奨学生に係る申告書」（JASSO所定様式）	日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込 必要
⑧ 融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピー	と記載されている人のみ

2 採用・奨学生の振込開始

「進学届」を提出後、不備なく審査が完了した場合、1～2か月後に奨学生の振込開始となります。各月の振込日（7ページ）に初回振込分の奨学生が指定の口座に振り込まれますので、ご確認ください。

初回振込後、原則として当該月の下旬を目途に、奨学生としての採用決定に係る書類を国内連絡者宛てに送付します。

3 「返還誓約書」の提出

採用後はJASSOが定める期限内に次の書類を添付した「返還誓約書」を指定の提出先へ提出します。

「返還誓約書」の添付書類（2023年6月現在）
① 奨学生本人の住民票
② 「保証依頼書（兼保証委託契約書）」
③ 連帯保証人の収入に関する証明書類
④ 連帯保証人・保証人の印鑑登録証明書
⑤ 「保証人の選任に係る事情書」※保証人が「採用時に65歳未満の人」でない場合のみ必要
⑥ 「返還保証書」・資産等に関する証明書類※連帯保証人又は保証人が「4親等以内の親族」でない場合のみ必要



- 期限までに提出しなかった場合は、採用を取り消すとともに、振込済の奨学生の全額を速やかに返金していただくことになります。
- 提出時期になって保証人等から断られることのないよう、奨学生の貸与を申し込む前から依頼する人によく説明して承諾を得ておいてください。

安全管理について

留学に当たっては、外務省の「海外安全ホームページ」を活用し、留学先国・地域の安全情報を収集してください。

留学先国・地域全土において、外務省の「海外安全ホームページ」の「国・地域別海外安全情報」における「危険レベル」または「感染症危険レベル」がレベル3（渡航中止勧告）以上の場合には、奨学生としての採用は認められません。

なお、オンライン授業をレベル3以上ではない国・地域で受講する場合は、所定の書式及び証明書を提出することにより、採用を認めることができます。

留学中は、留学先大学が定める安全管理の方針に従うとともに、留学先国・地域又は留学先大学が指定する保険や海外旅行保険へ加入する、留学先国・地域の安全等に関する情報収集を行う等、各自で安全管理及び健康管理に努めてください。

また、旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する者は、その住所又は居所を管轄する日本の大蔵省又は総領事館（在外公館）に「在留届」を提出するよう義務付けられていますので、必ず提出してください。

○外務省「海外安全ホームページ」 <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○外務省「在留届電子届出システム『ORRnet』」 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

○外務省海外旅行登録「たびレジ」 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

4 奨学金貸与中～返還中の手続き

1 異動手続き（休学、退学、早期卒業・修了、編入学など）

【休学、退学、早期卒業・修了、編入学する場合の手続き】

在学中に、休学、退学、早期卒業・修了、編入学など学籍上の身分に異動（変更）がある場合は、必ず奨学金の振込を止める手続きが必要です。手続きが遅れ、休学、退学等の後に奨学金が振り込まれた場合は、振込超過分を一括返金しなければなりませんので、十分に注意してください。

休学、退学、早期卒業・修了、編入学など、学籍上の身分の異動（変更）が判明



異動する月（休学、退学等する月）の前月10日までに異動願（JASSO所定様式）を提出



上記提出期限を過ぎる場合は、直ちにJASSOへ連絡

※最終在籍月の翌月からの振込を止める必要があります。

※連絡が遅れ、休学、退学等の後に奨学金が振り込まれた場合は、振込超過分を一括返金しなければなりません。



- 短期大学、ファンデーションコース等へ進学する場合、進学当初の奨学金の貸与期間は短期大学等卒業（修了）までとなります。短期大学等を早期卒業・修了する場合は、最終在籍月の翌月から奨学金の振込を止める必要がありますので、必ずJASSOへご連絡ください。
- 短期大学、ファンデーションコース等進学者が、四年制大学（又は学部正規課程）において奨学金の貸与を継続するためには、「編入学奨学金継続願」等の書類を提出し、編入学先（又は進学先）での貸与の可否について審査を受ける必要があります。
なお、短期大学、ファンデーションコース等修了後、1年内に進学し四年制大学（又は学部正規課程）での奨学金貸与の可否について審査が完了するまでの間、奨学金の振込は止まります。

【国内連絡者の住所変更があった場合の手続き】

あなたが海外の大学等に進学した後の奨学金の手続きは、すべて国内連絡者を通じて行います。確実に連絡が取れるよう、国内連絡者の住所に変更があった場合は、必ずJASSOへ届け出してください。

2 奨学金継続願

毎年1回、次年度も引き続き奨学金の貸与を希望することを願い出る「奨学金継続願」を提出する必要があります。「奨学金継続願」は11月中旬を目途に、国内連絡者へ送付します。



JASSOが定める期限内に提出しなかった場合は、年度内で奨学金の貸与が終了します。

3 適格認定

「奨学金継続願」の提出後、JASSOにより、奨学生としての適格性が保たれていることが確認された場合は、次年度も引き続き奨学金の貸与を受けることが可能です。



学業成績が不振等の場合は、奨学金の貸与が停止されたり、廃止（打ち切り）となったりすることがあります。

4 奨学金貸与中～返還中の手続き

4 貸与の終了

次の場合は、奨学金の貸与が終了します。

事由	説明
満期	貸与終期までの貸与が完了したとき。
辞退	予定よりも早期に大学等を卒業・修了するとき。 奨学生が必要でなくなった旨の申出があったとき。 (奨学生本人が債務整理手続きを開始したときは、奨学金の辞退手続きが必要です)
退学	在学する大学等を退学したとき。
廃止	成績不振等により奨学生として適格でないと認定されたとき。
死亡	奨学生本人が死亡したとき。

5 貸与終了時の手続き

奨学金の貸与終了時には、これまでに貸与を受けた奨学金の額や返還の条件等を記載した「貸与奨学金返還確認票」を交付しますので、内容を確認してください。同時に、返還用振替口座を指定する手続きをしてください。

6 奨学金返還中の手続き

返還が困難となった場合や改氏名・住所変更があった場合は、必ずJASSOに連絡して必要な手続きを行ってください。
返還が完了したときは、「返還完了証」をお送りします。

7 奨学金に関する事項の選択・変更時期

奨学金申込み時に選択した事項（「採用候補者決定通知」に記載）は「進学届」提出時に再度選択し直すことができます。「進学届」提出時の選択により内容が確定し、その後の変更には所定の制約や手続きが発生します。

事項	時期	申込時	採用候補者決定後	進学届提出時	返還誓約書提出時	貸与中（※1）	貸与終了時	返還中
① 第二種奨学金（海外）の貸与月額（3ページ）	選択	変更不可	変更可	変更不可	変更可			
② 入学時特別増額貸与奨学金の貸与額（3ページ）	選択	変更不可	変更可（※2）					
③ 第二種奨学金（海外）の辞退		可	可	不可	可			
④ 入学時特別増額貸与奨学金のみ辞退		不可	可（※2）					
⑤ 進学先学校（4ページ）	届出	変更可	変更可		（※4）			
⑥ 連帯保証人・保証人（9ページ）	届出	変更不可	変更可	変更可	変更可	変更不可	変更可	
⑦ 本人以外の連絡先（国内連絡者）（9ページ）	届出	変更不可	変更可	変更可	変更可	変更不可	変更可	
⑧ 奨学金振込口座（8ページ）	届出	変更不可	変更可	変更不可	変更可			
⑨ 利率の算定方法（11ページ）	選択	変更不可	変更可（※2）	変更不可	変更可（※2）			
⑩ 割賦方法（12ページ）				選択（※3）	変更不可	変更不可	変更不可	
⑪ 返還金振替口座						届出	変更可	

（※1）この表において、貸与中とは「返還誓約書」提出後に限ります。

（※2）「進学届」提出後は、1回の振込みで貸与終了となる入学時特別増額貸与奨学金に関する変更はできません。

（※3）「返還誓約書」提出時に選択した「割賦方法」は、その後は原則として変更できません。

（※4）編入学した場合は所定の手続きが必要です。

資料1 奨学金の返還例

四年制大学（貸与月数 48か月）以外の貸与月数や「月賦・半年賦併用返還」を希望する場合等、以下の表にない条件でも、JASSOホームページの「奨学金貸与・返還シミュレーション」画面で試算ができます。

<https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>

貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還期間	返還回数	«参考»年利率 0.905%の場合		年利率 3.0%（上限）の場合	
					返還総額	月賦返還額	返還総額	月賦返還額
20,000円	48か月	960,000円	10年	120回	1,008,663円	(通常) 8,405円/月 (最終) 8,468円/月	1,126,462円	9,386円
30,000円	48か月	1,440,000円	13年	156回	1,533,233円	(通常) 9,827円/月 (最終) 10,048円/月	1,761,917円	11,293円
40,000円	48か月	1,920,000円	13年	156回	2,044,327円	(通常) 13,104円/月 (最終) 13,207円/月	2,349,227円	15,059円
50,000円	48か月	2,400,000円	15年	180回	2,578,053円	(通常) 14,322円/月 (最終) 14,415円/月	3,018,568円	16,769円
60,000円	48か月	2,880,000円	16年	192回	3,107,328円	(通常) 16,183円/月 (最終) 16,375円/月	3,672,102円	19,125円
70,000円	48か月	3,360,000円	19年	228回	3,673,222円	(通常) 16,110円/月 (最終) 16,252円/月	4,461,524円	19,567円
80,000円	48か月	3,840,000円	20年	240回	4,216,365円	(通常) 17,568円/月 (最終) 17,613円/月	5,167,586円	21,531円
90,000円	48か月	4,320,000円	20年	240回	4,743,443円	(通常) 19,763円/月 (最終) 20,086円/月	5,813,549円	24,222円
100,000円	48か月	4,800,000円	20年	240回	5,270,480円	(通常) 21,960円/月 (最終) 22,040円/月	6,459,510円	26,914円
110,000円	48か月	5,280,000円	20年	240回	5,797,558円	(通常) 24,156円/月 (最終) 24,274円/月	7,105,485円	29,605円
120,000円	48か月	5,760,000円	20年	240回	6,324,618円	(通常) 26,352円/月 (最終) 26,490円/月	7,751,445円	32,297円

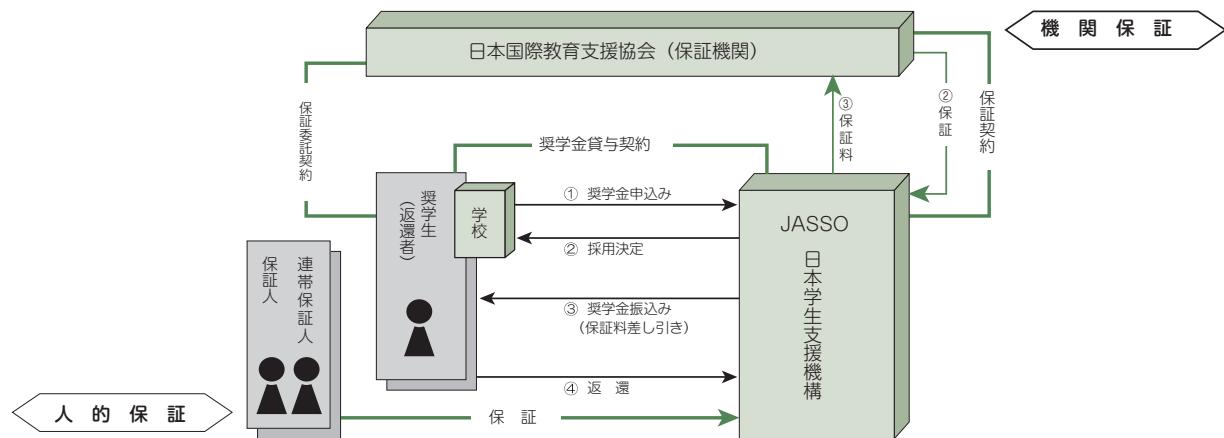
* 2023年3月貸与終了者の利率（利率固定方式）

(注1) 月賦返還額の端数は最終回で調整されます。

(注2) 第二種奨学金の利率は貸与終了時に決定します。利率は、「利率固定方式」「利率見直し方式」どちらの算定方式を選択しても「年3.0%」が上限です。

資料2 第二種奨学金（海外）の保証制度の仕組み

第二種奨学金（海外）の貸与を受けるには、機関保証と人的保証（連帯保証人と保証人を選任）の両方の保証が必要です。



- ①あなたがJASSOに奨学金を申し込みます。同時に保証機関である「公益財団法人日本国際教育支援協会」（以下、「協会」という）に対し保証委託を申し込みます。
- ②保証機関（協会）が債務の保証をし、JASSOが奨学生として採用を決定します。なお、採用時に「返還誓約書」及び「保証依頼書（兼保証委託契約書）」の提出が必要です。
- ③JASSOは、毎月の奨学金の貸与額から保証料月額を差し引き、あなたの口座に振り込みます。奨学金から差し引いた保証料は、JASSOがあなたに代わり保証機関（協会）に支払います。保証機関（協会）は、第1回目の保証料を受領したときから保証を開始します。保証の範囲は、元金、利子及び延滞金で、保証期間は貸与の始期から返還完了までです。
- ④貸与終了後、奨学金の返還が開始されます。JASSOに対し約束どおりの返還をしていただきます。
- ⑤返還を延滞した場合については、13ページを参照してください。万一、奨学金の返還を長期間延滞したときは、保証機関があなたに代わって機構に返還（代位弁済）しますが、あなたの返還義務がなくなるわけではありません。保証機関があなたに一括返還を求めることがあります。



- 次のいずれかに該当する場合は、支払われた保証料の一部を保証機関（協会）からお返しする場合があります。
- ・奨学金を繰上返還し、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
 - ・奨学金返還免除の適用を受け、返還が完了したとき。

お返しする保証料の振込先は、原則として奨学金の振込口座又は返還用振替口座です。ただし、死亡による返還免除の場合は、JASSOに「奨学金返還免除願」を申請した方の届け出た口座になります。

公益財団法人日本国際教育支援協会ホームページもご覧ください。<https://kikanhosho.jees.or.jp/>

資料3 保証料（目安）

- 以下の保証料は、2023年度に採用された奨学生の保証料月額に基づく目安を例として抜粋したものです。
- あなたの保証料月額は、奨学生採用時に交付される奨学生証でお知らせします。
- 入学時特別増額貸与奨学金の保証料は、同奨学金が交付されるときの1回払いとなります。
- 最新の情報及び以下の記載例以外の場合については、JASSOのホームページでご確認ください。



【第二種奨学金（海外）】

区分	貸与月額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（回）	保証料月額（円）
短期大学	20,000	24	480,000	108	559
	30,000		720,000	108	838
	40,000		960,000	120	1,231
	50,000		1,200,000	144	1,815
	60,000		1,440,000	156	2,339
	70,000		1,680,000	168	2,914
	80,000		1,920,000	156	3,119
	90,000		2,160,000	168	3,746
	100,000		2,400,000	180	4,423
	110,000		2,640,000	180	4,865
	120,000		2,880,000	192	5,614
大学（学部）	20,000	48	960,000	120	597
	30,000		1,440,000	156	1,134
	40,000		1,920,000	156	1,512
	50,000		2,400,000	180	2,145
	60,000		2,880,000	192	2,723
	70,000		3,360,000	228	3,681
	80,000		3,840,000	240	4,392
	90,000		4,320,000	240	4,941
	100,000		4,800,000	240	5,491
	110,000		5,280,000	240	6,040
	120,000		5,760,000	240	6,589

【第二種奨学金（海外）と入学時特別増額貸与奨学金（30万円を選択した場合）】

区分	貸与月額（円）	貸与期間（月）	入学時特別増額貸与額（円）	貸与総額（円）	返還回数（回）	保証料月額（円）	入学時特別増額貸与分の保証料額（円）
短期大学	20,000	24		780,000	108	559	8,397
	30,000			1,020,000	132	1,008	10,080
	40,000			1,260,000	144	1,453	10,899
	50,000			1,500,000	156	1,951	11,706
	60,000			1,740,000	156	2,341	11,706
	70,000			1,980,000	168	2,916	12,498
	80,000			2,220,000	168	3,332	12,498
	90,000			2,460,000	180	3,983	13,278
	100,000			2,700,000	180	4,426	13,278
	110,000			2,940,000	204	5,426	14,799
	120,000			3,180,000	216	6,217	15,543
大学（学部）	20,000	48	300,000	1,260,000	144	704	10,572
	30,000			1,740,000	156	1,135	11,355
	40,000			2,220,000	168	1,616	12,123
	50,000			2,700,000	180	2,146	12,879
	60,000			3,180,000	216	3,015	15,078
	70,000			3,660,000	240	3,845	16,482
	80,000			4,140,000	240	4,395	16,482
	90,000			4,620,000	240	4,944	16,482
	100,000			5,100,000	240	5,493	16,479
	110,000			5,580,000	240	6,042	16,479
	120,000			6,060,000	240	6,591	16,479

(注1) 保証料は貸与月額、貸与期間（月）、貸与利率、返還期間等により異なります。

(注2) 保証料は原則として機関が毎月の奨学金貸与額から差し引いて徴収し、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払います。

やっかん

資料4 保証委託約款

独立行政法人日本学生支援機構が行う学資の貸与に係る保証委託約款

(保証の委託)

第1条 私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から奨学金の貸与を受けるにあたり、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）に保証を委託します。

(保証の範囲)

第2条 私が、協会に委託する保証の範囲は、私が機構との間の返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）、確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書等（以下「返還誓約書等」という。）により締結する奨学金貸与契約に基づいて、機構から貸与を受ける奨学金の元金、利息及び延滞金の債務（以下「奨学金返還債務」という。）とします。

2 前項の保証の期間は奨学金の貸与の開始から奨学金返還債務の返還の完了までの期間とし、奨学金貸与契約の定めるところにより貸与又は返還の期間が変更される場合は、保証の期間も同様に変更されるものとします。

（奨学金貸与契約の遵守）

第3条 私は、協会の保証を得て奨学金の貸与を受けるにあたっては、この約款のほか、奨学金貸与契約に定められた条項を遵守し、奨学金返還債務については、機構に対して期日に遅滞なく返還します。

（保証料等）

第4条 私は、協会の保証により奨学金の貸与を受けるときは、協会が定める保証料算出方法による保証料（以下「所定の保証料」という。）を協会の定める期日まで支払います。その支払の方法は、私が貸与を受ける奨学金から所定の保証料の額を機構が差し引きこれを機構が協会に送金する方法とし、この場合、所定の保証料の額を差し引いた奨学金の残額が私に交付された時点で、当該差し引かれた額の保証料に係る私の支払の義務は履行されたものとします。ただし、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）及び第二種奨学金（海外）の貸与を受ける場合を除き、私の申出に基づき、所定の保証料を私が直接協会に支払う方法によることができることとし、この場合の申出及び支払の方法等については、協会の定めるところによるものとします。

2 前項ただし書きの方法をとる場合に、私が保証料の払込みを怠ったときは、協会はこの保証委託を解除することができるものとします。また、協会は保証料の払込みがない旨を機構に通知するものとします。

3 私が、協会に保証を委託する前に奨学金貸与契約に基づき機構から貸与を受けた奨学金がある場合には、この額に対応するものとして協会が定める保証料算出方法による保証料を協会の定めるところにより原則一括して協会に支払うものとします。

4 私が支払った保証料について次の各号に掲げる場合においては、協会が定める保証料の返戻を受けることができるものとします。ただし、返還完了までの間において私が延滞した場合、私が当初の約定と異なる返還をした場合等は、協会は返戻しないことがあるものとします。なお、次の第1号、第2号及び第3号の場合の返戻される金額は、返戻に要する経費を差し引いた額とします。

(1) 私が、繰上返還又は機構から返還を一部免除される等により、定額返還方式においては奨学金貸与契約により貸与終了時に定まる最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日（貸与終了後に機関保証に加入した者については、定額返還方式においては当該加入における最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日）前に奨学金返還債務の履行を完了したとき。

(2) 私が、機構から奨学金の返還を全額免除されたとき。

(3) 私が、保証料の過払いをしたとき。

(4) 違算により保証料の過払いがあったとき。

5 保証料の返戻の方法は、奨学金振込口座又は返還金自動引落し口座への入金によるものとします。ただし、前項第2号に定める全額免除のうち、死亡による免除の場合は、申請者の届け出た口座への入金とします。

（保証の効力）

第5条 協会が行う債務の保証は、私から書面による保証委託及び所定の保証料の支払があり、かつ、私が機構と奨学金貸与契約を締結のうえ、奨学金の交付を受けることにより効力を生ずるものとします。

（保証の形態）

第6条 協会が行う保証の形態は、連帯保証とします。

（届出事項）

第7条 私は、保証期間中に氏名、住所、電話番号又は勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに機構を通じて協会に届け出ます。

2 前項の届出を私が怠つたために協会から私あての連絡又は送付書類等が延着し又は到達しなかつた場合には、当該変更前の住所、電話番号等に通常到達すべきときに到達したものとします。

（調査）

第8条 私は、この保証に関して、法令等で認められる範囲で、私の財産、収入、信用等について協会から調査を受けても異議を述べないものとします。

（保証債務の履行）

第9条 私が、機構に対する奨学金返還債務の履行を怠つたため、協会が機構から保証債務の履行（以下「代位弁済」という。）を求められた場合には、協会は私に対し何ら通知することなく、協会と機構との間の包括保証契約書の規定に基づき代位弁済をできるものとし、代位弁済を行つた場合にはその旨を遅滞なく私に通知するものとします。

2 協会の前項の弁済によって機構に代位する権利の行使に関しては、奨学金貸与契約のほか、この約款の各条項が適用されるものとし、協会は権利の行使方法を速やかに私に提示するものとします。

（求償権の範囲）

第10条 私は、協会が前条第1項の規定により代位弁済をしたときは、前条第2項により提示された権利行使の方法に応じて、その弁済額及び求償に要した費用を直ちに協会に返済します。

2 私は、前項の規定により返済すべき金額について協会が代位弁済を行つた日の翌日から私が当該金額を協会に返済する日までの日数に応じ、弁済すべき金額に対して年10パーセントの割合の遅延損害金を協会に支払います。この場合の遅延損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

（求償権についての返済期限の猶予）

第11条 私が、次の各号の一に該当する場合は、協会は前条第1項及び第2項に基づく返済債務に係る返済期限を猶予することができるものとします。

(1) 災害又は傷病によって返済が困難となったとき。

(2) 高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程等に在学するとき。

(3) 外国の学校又は研究所若しくは研究機関において研究に従事するとき。

(4) 生活保護法による生活保護を受けているとき。

(5) その他真にやむを得ない事由によって返済が著しく困難となったとき。

2 前項各号の猶予期間は次のとおりとします。

(1) 第2号に該当するときは、その事由が継続する期間

(2) その他の各号の一に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願い出により重ねて1年ずつ延長することができるものとします。ただし、第3号又は第5号に該当するときは、協会が更に延長する必要を認めた場合を除き、それらを通じて5年を限度とします。

（求償権についての返済免除）

第12条 私が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私又は私の相続人は返済債務の全部又は一部の免除を受けることができるものとします。

2 私が精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私は返済債務の一部の免除を受けることができるものとします。

（返済期限の猶予及び返済免除の手続）

第13条 第11条に基づく返済期限の猶予及び前条に基づく返済免除は、協会の定めるところにより、私又は私の相続人から所定の証明書類を添えて協会に願い出があったとき、協会において審査のうえ、これを行うかを決定するものとします。

（返済の充当順序）

第14条 私の返済する金額が、この保証委託から生じる私の協会に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、協会が適当と認める順序・方法により充当することができるものとします。

（業務の委託）

第15条 私は、協会が私に対して有する債権の回収を第三者に委託しても異議を述べません。

（公正証書の作成）

第16条 私は、協会の請求があるときは、この契約に係る債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の文言を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続をします。

（管轄裁判所の同意）

第17条 私は、この契約に関して紛争が生じた場合は、協会を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

（個人情報の開示、訂正及び削除）

第18条 私は、協会に対して、協会が保有する私自身の個人情報を開示するよう請求できるものとします。

2 開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになつた場合、私は、当該情報の訂正又は削除の請求ができるものとします。（代位弁済後の完済等の情報の提供）

第19条 私は、機構から奨学金貸与を受けるにあたり同意した返還誓約書等又は個人信用情報の取扱いに関する同意書に基づいて、機構から協会に對し返済債務の完済等の情報の提供依頼があつた場合、完済等の情報を協会から機構に提供することに同意します。

（注）本約款は2023年4月時点のものです。関係規程等の変更により改正後の規定が適用される場合もありますので、予めご承知おきください。

第3部

申込手続きと提出書類

1 選択・選任事項

事項	選択肢等
①貸与月額	希望する月額を選択します。
②入学時特別増額貸与奨学金	入学時特別増額貸与奨学金の希望の有無、金額を選択します。
③利率の算定方法	「利率固定方式」又は「利率見直し方式」のいずれか1つを選択します。
④奨学金振込口座	あなた名義の奨学金振込口座を指定します。
⑤連帯保証人	原則として、父又は母を選任します。
⑥保証人	原則として、父母以外の4親等以内の親族で、65歳未満の人を選任します。また、本人及び連帯保証人と別生計である必要があります。
⑦本人以外の連絡先（国内連絡者）	原則として、連帯保証人と同一である必要があります。

!
上記①～⑦については、進学時に（進学届提出時に）改めて選び直すことができます。

2 申込手続きの流れ

予約採用の申込手続きの流れは次のとおりです。

①申込関係書類の受け取り・提出期限の確認

学校から申込関係書類を受け取り、書類の提出期限等を確認します。

②提出書類の作成・取得

申込みに必要な書類を作成・取得します。

②-1 【様式B】「確認書」の作成（26～27ページ）

②-2 生計維持者がだれであるかの確認（28ページ）

②-3 【様式C】「申込に係る重要事項確認」

②-4 【様式D】「奨学金振込口座届」

②-5 【様式E】「申込書」の作成（29～30ページ）

②-6 【様式F】「収入関係証明書類提出台紙」の作成（31ページ）

②-7 収入に関する証明書類の取得（31～32ページ）

②-8 【様式A】「提出書類一覧表」の作成・ホチキス留め（34ページ）

③書類の提出

ホチキス留めした提出書類一式を学校に提出し、点検を受けます。

④申込手続き完了

3 必要書類

予約採用の申込みにおいて必要となる書類は次のとおりです。様式は本冊子の中央に「様式集」として挟み込まれていますので、取り出してハサミで切って使用してください。

1. 【様式A】「提出書類一覧表」

予約採用の申込みに際して提出する書類の一覧表であり、申込者は全員提出が必要です。

必要書類を調べ終わったら最後に作成（記入）し、他の書類を付けてホチキス留めします。（34ページ）

2. 【様式B】「確認書」

予約採用の申込みにあたって必要事項を確認し、JASSOの諸規程に従うこと等を確認する書類です。

申込者は全員提出が必要です。（26～27ページ）

3. 【様式C】「申込に係る重要事項確認」

申込者は全員提出が必要です。

4. 【様式D】「奨学金振込口座届」

申込者は全員提出が必要です。

5. 【様式E】「申込書」

申込者は全員提出が必要です。（29～30ページ）

6. 【様式F】「収入関係証明書類提出台紙」

申込者は全員提出が必要です。（31ページ）

7. 【様式G】「年収等の実績計算書」

2023年1月1日時点で海外居住していた生計維持者は、提出が必要です。（33ページ）

8. 「海外居住者のための収入等申告書」

2023年1月1日時点で海外居住していた生計維持者がいる世帯は提出が必要です。（31ページ）

9. 収入に関する証明書類

生計維持者の状況に応じた収入等に関する証明書類として、「2023年度所得（課税）証明書」または「2023年度非課税証明書」等の提出が必要です。

申込者は全員提出が必要です。（31～32ページ）

また、生活保護を受給している場合は、「生活保護受給証明書」の提出が必要です。

10. 在留資格・在留期限に関する証明書類

外国籍の人（日本国籍でない人）で、在留資格が「法定特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」のいずれかに該当する場合は、在留資格・在留期限が確認できる書類の提出が必要です。

「住民票の写し」又は「在留カード」（もしくは、特別永住者証明書）のコピー等、在留資格・在留期限が明記された証明書類を提出してください。

-  · 上記以外の在留資格の人は、申込みできません。
- 在留期限が入学予定年月日以前の人でも、申込みはできます（ただし、進学後等に、再度在留期限の確認が必要となります）。なお、「法定特別永住者」及び「永住者」の人は、在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。

4 【様式B】「確認書」の作成・記入例

1 確認書とは

「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」（以下、「確認書」という）とは、奨学金を申し込むにあたり、奨学金の制度・手続き等に関する機関の定めに従うことについて確認、同意したことを確約する、重要な書類です。

確認書の裏面に記載の「個人信用情報同意条項」の内容は、本冊子15ページにも記載していますので、よく読んで理解したうえで記入してください。特に、**貸与奨学金は、借入金（返還する必要がある奨学金）であることを改めて認識したうえで記入してください。**

2 記入・署名が必要な人



あなた（申込者本人）の記入・署名が必要です。

3 作成上の注意点

次の注意点をよく読んで、「確認書」内の記入例を参考に作成してください。

- ①「確認書」をコピーして使用する場合は、両面コピーしたものを使用してください。
- ②黒又は青の、**消せないボールペン**で記入してください。
× エンピツや、こすると消えるペンを使用した場合は作成し直していただきます。
- ③**申込者本人が自分で記入・署名**してください。
× 「申込者」と別の筆跡に見える等、申込者本人以外の人が書いたように見える場合は作成し直していただきます。
- ④**住所は住民票住所（又は除票に記載の住所）を省略せずに記入**してください。
× 「同上」、「×」等の記入の場合は作成し直していただきます。
- ⑤署名は、**住民票に記載された表記で、判読できるよう丁寧におこなってください。**
× 判読できない場合は作成し直していただきます。
- ⑥記入を誤った場合は、誤った箇所を二重線で消し、余白に正しく書き直してください。
× 修正テープや字消し等を使用したように見える場合は作成し直していただきます。

4 提出前の注意点（コピーの保管）

機構へ提出する前に、必ず【様式B】「確認書」（両面）のコピーを取り、「本人控」として返還誓約書を提出するまで大切に保管してください。

国内連絡者

国内連絡者は、原則、連帯保証人となる予定の人（原則として、父又は母）を記入してください。ただし、連帯保証人となる予定の人が国内に在住していない場合は、確実に連絡の取れる別の人（保証人等）を記入してください。貸与中の奨学金の手続きは、すべて国内連絡者を通じて行います。

4 【様式B】「確認書」の作成・記入例

記入例

【様式B】確認書

第二種奨学金（海外）確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書
(入学時特別増額貸与奨学金を含む)

あなたが奨学生採用候補者として推薦を受ける国内の学校名（本確認書の提出先）
を記入してください。

◆本人署名欄◆

本 人	在学（出身）学校名			
	日本学生支援大学			
	氏 名	フリガナ ショウガク マナブ	住 所	〒 162 - 0845 東京都新宿区市谷本村町10-7
漢字 奨学まなぶ (自署)		電話番号 (自宅・携帯) 03 (0000) 0000	外国籍の方は 在留資格	
生年月日	(西暦) 2005年 4月 25日	性別 (任意) <input checked="" type="radio"/> 女		

住所は、国内の現住所を記入してください。すでに海外に在住している場合は、住民票(除票)の住所を記入してください（海外住所は記入しないでください）。

国内連絡者は、原則連帯保証人となる予定の人を記入してください。
ただし、連帯保証人となる予定の人が国内に在住していない場合は、確実に連絡の取れる別の人を記入してください。貸与中の奨学金の手続きはすべて国内連絡者を通じて行います。

◆国内連絡者欄◆

国内連絡者は、原則として、連帯保証人となる予定の人（父又は母）を記入してください。

国内に在住し、機構と奨学生との奨学金貸与契約に基づき外国の学校に在学中の諸手続きを奨学生に確実に連絡できる者とします。

国 内 連 絡 者	氏 名	フリガナ ショウガク マサル	住 所	〒 162 - 0845 電話番号 自宅 03 (0000) 0000
	漢字 奨学優		携帯 080 (0000) 0000	
生年月日	(西暦) 1972年 6月 5日	本人との関係 (該当に○)	① 父 2 母 3 兄弟 4 その他 ()	

5 生計維持者の確認

生計維持者とは、原則あなたの父母（父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人（たとえば祖父母等））となります。家計基準については、あなたと生計維持者の収入をもとに判定します。以下の表を参考に生計維持者となる人を確認してください。

I 父母ともにいる場合	生計維持者
1 父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（2名） ※専業主婦（主夫）、無職無収入の場合でも生計維持者となります。
2 父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	

II 父母が離婚調停中	生計維持者
1 父母が離婚調停中	父母（2名） ※離婚調停中でも原則父母となります。
2 父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、あなたへの支援が一切ない）	あなたの生活を支援する父又は母（1名）

III 父母が離婚	生計維持者
1 父母は離婚しており、父又は母（いずれか一方）と同居している	原則父母（2名） ※あなたと別居している父又は母から一切の支援を得られないなど別生計となっている場合は、 <u>日常的に学費・生活費を負担している父又は母（1名）</u> を生計維持者とすることができます。
2 父母が離婚後、再婚している	父又は母と再婚相手（2名） ※再婚には事実婚も含みます。

IV 父母どちらか又は両方と死別、又は意識不明	生計維持者
1 父又は母と死別（再婚していない）	左に該当しない父又は母（1名）
2 父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族（1名） ※支援をしている人が複数人であっても、主たる人1名となります。
3 父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母（1名） ※意思疎通できない父又は母は生計維持者に含みません。

V あなたが生計維持者となる場合（独立生計）	生計維持者
1 社会的養護を必要とし、満18歳となる日の前日時点で児童養護施設等に入所していた（又は里親に養育されていた）	あなた（1名）

（注1）生計維持者が1人（独立生計者を含む）である場合や父母以外の方である場合、その事実関係が確認できる証明書の提出を求める場合があります。

（注2）父母が専業主婦（主夫）、無職無収入であっても生計維持者としての申告が必要です。

6 【様式E】「申込書」の記入例

記入例

表面

【様式E】 2024年度 第二種奨学金(海外)予約 申込書 [海外大学進学予定者用]

学校記入欄（裏面）以外は、すべて申込者本人が記入してください。

住民票（除票）と同一の住所を記入。

記入日を記入。

奨学金制度

奨学金の手続き

申込手続きと提出書類

記入した「連帯保証人は、原則として〔様式B〕と同一の連絡者（父又は母）」と「確認書に記載する連絡者は、〔様式B〕と同一の連絡者（父又は母）」に

「印鑑登録証明書」で登録している住所を記入。

日本国籍の場合は未記入で可。

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿		(西暦) 2023年8月1日	
<p>私は、学位の取得を目的として留学するにあたり、貴機構の奨学金を申し込みます。本奨学金の貸与が認められた場合は、日本学生支援機構法施行令及びその他の諸規程等に定める規定を遵守し、返還することを確約します。なお、下記の記載事項に相違ありません。</p>			
申込資格		大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程) 卒業(見込)者	
本 人 住 所	氏名	フリガナ ショウガク マナブ 奨学 まなぶ (申込者本人自署)	性別(任意)※ <input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女 生年月日 (西暦) 2003年4月25日 T E L 03 - 0000 - 0000
	〒 162-0845	外国籍の方は在留資格	
	(国内住民票(除票)住所) 東京都新宿区市谷本村町10-7	「定住者」の場合の永住意思 <input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし	
国内在学(出身)学校情報			
学校名	日本学生支援専門学校		学部・学科 外国語学科
学種等※	①大学 ②短期大学 ③専修学校(専門課程) ④高等専門学校	卒業(修了)年月※	(西暦) 2023年3月 ①卒業(修了) ②卒業(修了)見込
海外入学(編入)形態(予定)			
入学形態※	①入学(1年次) ②2年次編入 ③3年次編入 ④4年次編入		
奨学金申込情報			
希望貸与月額は		①2万円 ②3万円 ③4万円 ④5万円 ⑤6万円 ⑥7万円 ⑦8万円 ⑧9万円 ⑨10万円 ⑩11万円 ⑪12万円	※希望する場合は金額にも1つ〇をつけてください。
入学時特別増額貸与奨学金を		①希望する (10万円・20万円・30万円・40万円・50万円) ②希望しない	
利率の算定方法は		①利率固定方式 ②利率見直し方式	
履歴情報(これまでに日本学生支援機構の奨学金の貸与・給付を受けたことがある人は、すべての奨学生番号を記入してください)			
連帯保証人勤務先	① 奨学生番号 821-08-000000	②	
連 帯 保 証 人	氏名	フリガナ ショウガク マサル 奨学 優	続柄 父 生年月日 (西暦) 1972年2月5日
	住所	〒 162-0845 東京都新宿区市谷本村町10-7	電話番号(自宅) 03(0000)0000 □なし 携帯電話番号 080(0000)0000 □なし
保 証 人	氏名	勤務先 (株)奨学企画 無職	勤務先電話番号 03-1111-0000 生年月日
	住所	〒 135-8630 東京都江東区青海2-2-1	電話番号(自宅) 03(1111)0000 □なし 携帯電話番号 090(0000)1111 □なし
勤務先		勤務先電話番号	

(注) 必ず裏面も記入してください。

記入例

【様式E】 2024年度 第二種奨学金(海外)予約 申込書 [海外大学進学予定者用]

裏面

「※」の箇所は、該当するものを○で囲んでください。

		続柄	漢字氏名	カナ氏名		生年月日 (西暦)	
同一生計の家族 生計維持者	1	父	奨学 優	ショウガク マサル		1972/2/5	
		2023年1月1日の時点で日本国内に住民票がありましたか※				<input checked="" type="radio"/> ① はい	<input type="radio"/> ② いいえ (海外居住)
	2	2023年1月1日の時点で生活保護を受けていましたか※				<input checked="" type="radio"/> ① はい	<input type="radio"/> ② いいえ
		続柄	漢字氏名	カナ氏名		生年月日 (西暦)	
申込者本人の兄弟姉妹の上記以外の家庭事情	1	母	奨学 和実	ショウガク カスミ		1971/5/5	
		2023年1月1日の時点で日本国内に住民票がありましたか※				<input checked="" type="radio"/> ① はい	<input type="radio"/> ② いいえ (海外居住)
	2	2023年1月1日の時点で生活保護を受けていましたか※				<input checked="" type="radio"/> ① はい	<input type="radio"/> ② いいえ
		続柄	漢字氏名	年齢	/	続柄	漢字氏名
1 兄	奨学 大	22	2023年1月1日時点での、住民票について回答してください。				
2 妹	奨学 花	15					
3			7				
4			8				
1 祖母	奨学 祖母子	85	3		<input checked="" type="radio"/>	漢字氏名	年齢
2			4				
奨学金の貸与を希望するに至った家庭事情や、その他特に説明を要することを記入してください。							
生計維持者が「父母2人」とならない場合は、その事情について選択必須。							
生計維持者を「父又は母のいずれか1人」としている場合、その理由について該当するものを選択してください。							
<ol style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 1. 奨学金申込時点にて、父又は母と死別していた。 <input type="radio"/> 2. 奨学金申込時点にて、父母の離婚等により、父母いずれかとわたし（本人）は別生計だった。 <input type="radio"/> 3. 奨学金申込時点にて、父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない状況だった。 <input type="radio"/> 4. 奨学金申込時点にて、わたし（本人）が生計維持者としていない父母いずれかのDV・虐待を受け、生計維持者のもとに避難している。 							

正しく記入例一及び「記入要領」等を参照し、申込者本人が必要事項を提出してください。記入欄が不足する場合は、別紙に記入し同一生計の家族について、記入欄が不足する場合は、別紙に記入してください。

7 【様式F】「収入関係証明書類提出台紙」の作成と収入に関する書類

生計維持者の収入に関する以下の書類を提出してください。

● 2023年1月1日時点ですべての生計維持者が国内居住をしていた世帯の場合

必要な書類	提出が必要な人
【様式F①】「収入関係証明書類提出台紙」 「2023年度 所得（課税）証明書」または「2023年度 非課税証明書」 ※以下の項目の記載があるもの ① 課税標準額 ② 調整控除額 ③ 扶養親族数 ④ 控除等に係る本人該当区分 ⑤ 合計所得金額 ⑥ 総所得金額等 ⑦ 税額控除前所得割額	全員
「生活保護受給証明書」 ※2023年1月1日時点で受給していたことがわかるもの	生活保護受給者（該当者）



※いずれもコピーでの提出が可能です。

※「2023年度 所得（課税）証明書」または「2023年度 非課税証明書」及び「生活保護受給証明書」は、お住まいの市区町村より発行を受けてください。

● 2023年1月1日時点で海外居住していた生計維持者が1名以上いる世帯の場合

① 【様式F②】「収入関係証明書類提出台紙」

② すべての生計維持者の収入等の証明書

証明書の詳細については、32ページの「○収入等の証明書類（海外居住者がいる世帯）」にて確認してください。

③ 【様式G】「年収等の実績計算書」

海外居住者の2022年（1月～12月）の収入等の計算過程を明確にするための様式です。必要事項を記入したものを提出します。33ページの記入例を確認のうえ記入してください。

④ 「海外居住者のための収入等申告書」

2022年（1月～12月）の収入等を申告し、審査に必要な値を算出するための専用ツールです。

下のJASSOのホームページよりダウンロードしてパソコン上で必要項目を入力し、印刷したものを持出します。国内居住者の方は、所得（課税）証明書等より必要金額を入力します。

「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」(Excel)

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/mynumber/kaigaikyoju.html>

※このツールには個人情報を入力します。共用のパソコン等でツールを使用する場合は、使用後のツールを共用のパソコン等に残さないよう取扱いには十分ご注意ください。



7 【様式F】「収入関係証明書類提出台紙」の作成と収入に関する書類

◎収入等の証明書類（海外居住者がいる世帯）

証明書類	必要書類の詳細	
	2023年1月1日時点で海外居住していた (日本国内に住民票がなかった) 生計維持者	左記に該当しない人 (国内居住の生計維持者)
2022年 (1月～12月) の 収入等の 証明書類	<p>2022年（1月～12月）の収入等として該当するいずれかの証明書類の提出が必要です。 (複数該当する場合はすべて) ※いすれも日本語訳を付記してください。</p> <p>・給与収入があった場合 2022年1月～12月まで（準備できない場合は2022年10月～12月まで）の給与明細書もしくは事業所発行の年収証明書 ※年収証明書は、<u>みなし金額ではなく実際に支払いを受けた金額の証明</u>が必要です。</p> <p>・公的年金等の収入があった場合 2022年の1年間の受給金額がわかる通知書等（年金証書等月額が分かるもの）</p> <p>・給与・年金以外の所得があった場合 2022年1月～12月まで（準備できない場合は2022年10月～12月まで）の帳簿</p> <p>・無収入だった場合 居住国の公共機関が発行する2022年の1年間の無収入の証明書 (無収入である期間が1年末満の場合は、月単位で無収入と分かる証明書)</p>	<p>「2023年度 所得（課税）証明書」 または「2023年度 非課税証明書」 ※以下の項目の記載が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①給与収入額（給与所得がある場合） ②所得の内訳ごとの金額（給与以外の所得がある場合） ③無収入の場合は合計所得金額（0円） ④課税標準額 ⑤調整控除額 ⑥扶養親族数 ⑦控除等に係る本人該当区分 ⑧合計所得金額 ⑨総所得金額等 ⑩税額控除前所得割額 <p>(該当する場合のみ) 「生活保護受給証明書」</p>
扶養等の 証明書類	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本（海外で発行を受けた同様の証明書でも可）や、世帯構成等が分かる住民票の写し等 ※世帯構成（生計維持者との続柄等関係）及び世帯構成員の居住地を明らかにするもの ・ひとり親世帯に該当する場合は、ひとり親世帯の証明となる戸籍謄本等（婚姻歴がわかるもの） 	
障がい者控除の 証明書類	<p>(該当する人がいる場合のみ) 障害者手帳のコピー等 ※生計維持者及び同居する家族分</p>	



- ①生計維持者が海外で収入を得ている場合は 2022 年 1 月～12 月の収入証明書類の提出が必要です。
- ②「給与収入」及び「年金収入」は、それぞれ、額面の収入金額（控除前の金額）です。
「給与・年金以外の所得」は、売上等から経費を差し引いた所得金額です。
- ③無収入の場合は、居住国の公共機関が発行する無収入証明書の提出が必要です。無収入であることが分かる証明書類の提出ができない場合は、奨学金に申し込みません。
- ④扶養等の証明書類や障がい者控除の証明書類の添付が確認できない場合は、申告にかかりわらず、該当者がいないものとして取り扱います。

8 【様式G】「年収等の実績計算書」の記入例

記入方法（下記の「記入例」も併せて確認してください）

- (1) 「収入分類」欄にあてはまるもの1つに✓をつけてください。また、給与収入の場合には賞与の有無に○をつけてください。
- ※「給与・年金以外の所得」には、事業所得、不動産所得、譲渡所得、配当所得等が該当します。
- (2) 「会社名」欄に、(3) 収入月において勤務していた（事業を営んでいた）会社名等を記入してください。就労していない等により無収入であった場合は「無収入」と記入してください。
- (3) 「収入月」欄には(1)の収入があった月、又は無収入であった月に○をつけてください。○をつけた期間の証明書類をすべて提出してください。（外国语の書類の場合には簡単な日本語訳をつけてください）
- ・給与→2022年1月～12月まで（準備できない場合は2022年10月～12月まで）の給与明細書又は勤務先が発行する2022年の年収証明書 等（年収証明書を提出する場合は、みなし金額ではなく実際に支払いを受けた金額の証明が必要です）
 - ・年金→2022年の1年間の受給金額がわかる通知書等（年金証書等月額が分かるもの）
 - ・給与・年金以外の所得→2022年1月～12月まで（準備できない場合は2022年10月～12月まで）の帳簿 等
 - ・無収入→居住国の公的機関が発行する2022年の1年間の無収入証明書 等
- ※無収入である期間が1年未満の場合は、月単位で無収入と分かる証明書が必要です。
- ※無収入の場合で無収入であることの証明ができない場合は申し込むことができません。
- (4) 「金額」欄に合計額を記入し、現地の通貨単位を記入してください。
- ・給与収入・・・給与支払額（税の控除前）の合計を記入（賞与を含む）
 - ・年金収入・・・年金支給額の合計を記入
 - ・給与・年金以外の所得・・・所得（＝売上一経費）の合計を記入

生計維持者の2022年1月～12月までの収入・所得が以下のような場合の例

- ・2022年1月～7月・・・日本国内に居住し〇〇商店を経営し給与・年金以外の所得があった
- ・2022年8月～9月・・・就労しておらず無収入であった
- ・2022年10月～12月・・・海外に居住し給与収入があった

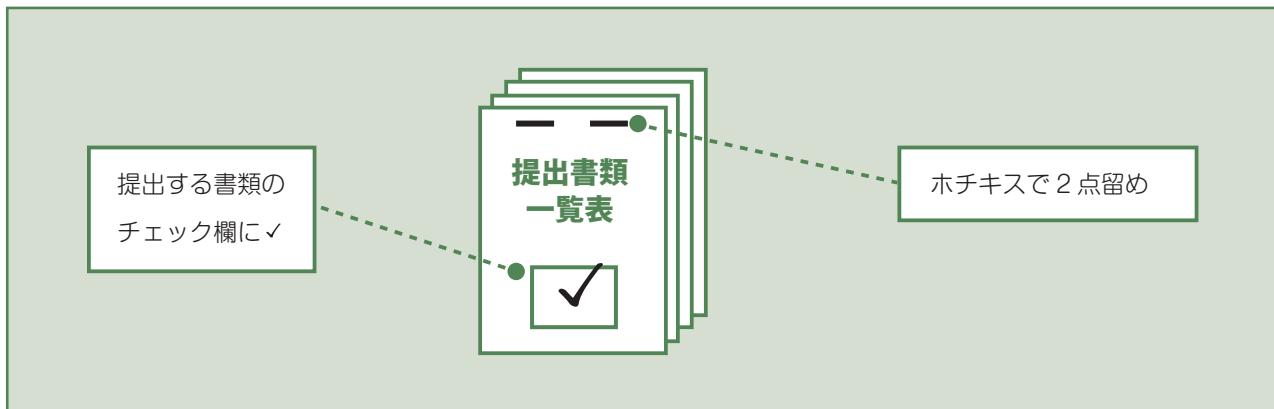
記入例

①	(1) 収入分類 ※該当に✓	□給与収入（賞与 有・無） □年金収入 <input checked="" type="checkbox"/> 給与・年金以外の所得 □無収入	(3) 収入月 ※(1)の収入分類に該当する月を○で囲む													
			2022年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
②	(2) 会社名等	〇〇商店		(4) 金額												
				512,448	(通貨単位：日本円)											
③	(1) 収入分類 ※該当に✓	□給与収入（賞与 有・無） □年金収入 □給与・年金以外の所得 <input checked="" type="checkbox"/> 無収入	2022年	(3) 収入月 ※(1)の収入分類に該当する月を○で囲む												
				〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
④	(2) 会社名等	無収入		(4) 金額												
				〇	(通貨単位：日本円)											
⑤	(1) 収入分類 ※該当に✓	□給与収入（賞与 有・無） □年金収入 □給与・年金以外の所得 □無収入	2022年	(3) 収入月 ※(1)の収入分類に該当する月を○で囲む												
				〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
⑥	(2) 会社名等	×× Motor Co. Ltd		(4) 金額												
				20,000	(通貨単位：US\$)											
⑦	(1) 収入分類 ※該当に✓	□給与収入（賞与 有・無） □年金収入 □給与・年金以外の所得 □無収入	2022年	(3) 収入月 ※(1)の収入分類に該当する月を○で囲む												
				〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
⑧	(2) 会社名等			(4) 金額												
				(通貨単位：)												

9 【様式 A】「提出書類一覧表」の作成（必要書類の提出）

1 必要書類の提出（あなた→学校）

必要書類がすべてそろったら、【様式A】「提出書類一覧表」に必ずチェックを記入し、必要書類が揃っているか点検したうえで、学校へ提出してください。



書類の送付先

書類は学校でとりまとめ、学校からJASSOへ提出してもらいます。

第二種奨学金（海外）の提出書類の送付先は国内予約とは異なりますので、ご留意ください。

【第二種奨学金（海外）に係る書類の送付先（学校→JASSO）】

〒162-8431 東京都新宿区市谷本村町10-7

日本学生支援機構 貸与・給付部 特別採用課 海外貸与係

MEMO

ご案内



ホームページの便利なコンテンツ

<https://www.jasso.go.jp>

日本学生支援機構のホームページにおいて、随時情報を提供しています。奨学金に関するお問い合わせは、まず、ホームページをご覧ください。

奨学金貸与・返還シミュレーション

貸与奨学金の種類、貸与月額、利率などさまざまな条件で、将来の返還額や返還回数の試算ができます。



スカラネット・パーソナル（スカラPS）

あなた個人の奨学金情報の閲覧や継続願等の手続きを行うことができるシステムです。採用されたら必ず新規登録してください。以前に奨学金の貸与を受けた方は、返還明細を確認することもできます。



奨学金相談サイト

奨学金のよくある疑問や質問をチャットボット等で解決できるQ&Aサイトです。お電話でのお問合せの前に、是非ご活用ください。



地方公共団体や企業による奨学金返還支援

奨学金の返還額の一部又は全額を支援している地方公共団体・企業があります。詳しくは日本学生支援機構のホームページにて確認してください。

地方公共団体による奨学金の返還支援（地方創生）



企業による奨学金返還支援 (代理返還)



申込みに関するお問合せ先

日本学生支援機構奨学金相談センター
奨学金に関する一般的なお問合せの相談窓口です。



0570-666-301 [ナビダイヤル]
全国共通

月曜日～金曜日 9:00～20:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)